

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会 済生会新潟県央基幹病院
カーテン・ブラインド賃貸借契約 仕様書

1. 件名

済生会新潟県央基幹病院 カーテン・ブラインド賃貸借契約

2. 履行場所

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会 済生会新潟県央基幹病院

3. 業務の目的

済生会新潟県央基幹病院（以下、委託者）が掲げる運営方針に基づき、患者さんが快適に安心して治療を受けられる衛生的な病院環境及び病院スタッフが安全に診療できる環境の整備並びに病院経営の効率的な運営を目的として、済生会新潟県央基幹病院のカーテン・ブラインド賃貸借契約の事業者を募集するために必要な事項を定めるものとする。

4. 履行期間

2024年3月1日から2029年3月31日まで（約5年間）

なお、業務開始時にむけた教育、研修に関わる費用は、全て受託者が負担すること。

5. 取付場所・数量及び面積

現在の想定であり、第一交渉権者特定後の詳細検討において、変更の可能性あり。

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| (1)カーテン | : 15,054.2 m ² (1,720 枚) |
| (2)臨時交換用カーテン | : 978 m ² (90 枚) |
| (3)ブラインド | : 1,256.4 m ² (378 台) |
| (4)電動ブラインド | : 110.6 m ² (36 台) |
| (5)ロールスクリーン | : 25.2 m ² (14 台※交換用含む) |
| (6)カーテンレール | : 152 箇所 |

※詳細は別紙内訳書を参照すること。

6. 詳細要件

(1)防災カーテン

① 仕様

- ・ 消防法第8条の3に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性生地を使用すること。
- ・ 耐光堅牢度は4級以上（JISL-0842）・洗濯堅牢度は4級以上（JISL-

0844) を使用すること。

- ・ 色彩及び厚み等については、賃貸人の見本提示に基づいて、賃借人の指定したものを使用すること。
- ・ 上記の仕様を基に、施設側で選定指定した生地と同等以上（㎡単価が同一金額以上）のものを使用すること。

② 縫製

- ・ 窓で使用する防炎ドレープ・遮光・レースカーテンは、二つ山 1.5 倍以上の仕立てを行うこと。
- ・ フックは、金属製を使用すること。病室内メッシュカーテンは、レールランナーから抜け落ちないように生地に織り込み生地から外れぬ様仕立てること(ポケットフック指定)。なお、院内交換作業時でのカーテンフックによる怪我等を防止する為、フック先端部分は丸みを持たせた仕様とすること。
- ・ 縫製防炎カーテンには、消防庁の認定番号その他難燃性であることを標榜したラベルを防炎カーテン 1 枚ごとに縫い付けサイズを記入すること。

(2) ブラインド

① 横型ブラインド仕様

- ・ スラットは幅 25mm、アルミニウム合金
- ・ 操作はワンコントロールタイプ ギア式

② 縦型ブラインド仕様

- ・ スラットは幅 100mm、ガラス 100% ポリ塩化ビニルラミネート加工
- ・ 操作はツーコード式

(3) 電動ブラインド

① 仕様

- ・ スラットは幅 25mm、アルミニウム合金
- ・ 電動モーター&コントローラー仕様
- ・ 操作は壁スイッチタイプ
- ・ ※電源工事については本契約には含まない。

(4) ロールスクリーン

① 仕様

- ・ スクリーンは防炎、ポリエステル 100%、ウォッシュャブル
- ・ 操作はチェーン式

(5) カーテンレール

② 仕様

- ・ 静音ランナー、アルミニウム合金押出型材、ホワイト

7. メンテナンス

(1) 定期メンテナンス

① 回数

- ・ カーテン : 全館 12 ヶ月に 1 回(賃借期間中 4 回)
- ・ ブラインド(電動含む) : 全館 12 ヶ月に 1 回(賃借期間中 4 回)
- ・ ロールスクリーン : 全館 12 ヶ月に 1 回(賃借期間中 4 回)

② クリーニング方法

- ・ 予洗 (1 回~2 回 常温にて最低 5 分以上)
- ・ 本洗 (1 回~2 回 30°C~60°Cの温水で洗剤と共に 10 分以上)
- ・ 濯ぎ (2~3 回 1 回につき最低 3 回以上)
- ・ 脱水 (遠心分離機にて絞り脱水)
- ・ プレス仕上げ 間仕切カーテンは 100°C前後の高温での仕上げ

③ その他

- ・ 交換作業の実施にあたっては、事前に作業工程表を提出し病院の承認を得ること。
- ・ カーテンの取外し・取付はすべて賃貸業者が行うこと。
- ・ カーテンの交換作業に当たっては患者の療養を妨げ無いよう十分に留意し、病院職員の指示により速やかに行うこと。また、取り外し時は、カーテンを床へ落下させないようにランドリーバック等へ収納し、現場でホコリの発生を防ぐ作業形態とすること。
- ・ クリーニングにかかる期間は交換作業を含めて 1 回のメンテナンス作業につき 10 日以内、全館の作業を 2 ヶ月以内に終了すること。
- ・ 洗濯期間中は代替カーテンを賃貸業者で用意し常にカーテンが取り付けられている状態を維持すること。
- ・ ブラインドのクリーニングは除菌洗剤にて拭き上げ作業とすること。
- ・ ロールスクリーンのクリーニングは交換用を作製し、交換メンテナンスを実施すること。
- ・ 病棟のクリーニング作業は平日 9:00~18:00 に行い土日・祝祭日は作業不可とする。

(2) 臨時メンテナンス

- ① 特に汚れが目立つ場合は、病院の要望に従い随時洗濯を行うこと。
- ② 上記の交換作業は原則として賃貸業者が行うこと。
- ③ 病院の依頼当日又は翌日には代替カーテンを用意し対応すること。
- ④ 交換用カーテンを常時病院内に用意すること(別紙内訳参照)。
- ⑤ ブラインド、ロールスクリーンについては修理内容を確認後、病院と作業日程を協議すること。

- ⑥ 部品の交換費用は別途協議とすること。
※土日・祝祭日は翌日以降の対応とすること。
※年末・年始等賃貸業者が長期休業となる場合には事前に報告すること。

8. 納入

- (1) 賃貸業者はカーテンの仕立前に、実測すること。
- (2) 社名表示を行うときは、できるだけ目立たない箇所に取り付けること。
- (3) カーテンの搬入、取付け及び交換作業に際しては、建物及び他の器物に、汚染、破損等を与えることのないよう十分注意し、作業終了後は賃貸業者の責任で包装材、残材等をただちに処分すること。また、作業中の物損及び対人傷害を想定しそれを補償する保険に加入していること。
- (4) カーテンは、病院が指定する場所から搬入・搬出すること。
- (5) 賃貸業者は、病院の業務運営に支障をきたさないよう、清潔なカーテンの保有に努め、湿気、その他破損等については、常時必要な措置を講ずること。
- (6) 賃貸業者は、関係法令を遵守し、この業務を履行しなければならない。
- (7) 賃貸業者は、取り付けた場所ごとにカーテン等の種類、サイズ、数量、交換の履歴等が把握できるカーテン台帳を作成し、発注者へ提示できるよう常に整備しなければならない。

9. 個人情報に関する秘密保持等

(1) 個人情報保護

- ① 受託者は、業務遂行にあたり、個人情報（個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述により特定の個人が識別することができるもの、及びその情報のみでは認識できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人が識別できるもの、又は識別されえるものをいう。以下同じ。）の取扱については、十分に注意すること。

(2) 秘密の保持

- ① 受託者は、業務遂行にあたり知り得た情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。契約の終了後も同様とする。
- ② 業務受託者は、業務に従事する従事者、その他の者と①の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講ずること。

10. 損害賠償

- (1) 受託者は、受託業務の実施及び引継ぎにおいて、故意又は重大な過失により、病院又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

11. その他

- ・ 本仕様書の業務内容の変更や本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者との間で協議の上、誠意をもって対処しなければならない。